

各都道府県子供の貧困対策主管課
各政令指定都市子供の貧困対策主管課
御中

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正について

超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が第198回国会において成立し、本日令和元年法律第四十一号として公布されました。

今般の改正においては、子供の貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子供一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを基本理念に明記するほか、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項に子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されております(別添1～3御参照)。

引き続き、内閣府、文部科学省、厚生労働省を中心に関係省庁が連携し、新たな子供の貧困対策に関する大綱の策定に向けて取り組むとともに、子供の貧困対策を総合的に推進してまいります。

なお、各都道府県・政令指定都市におかれましては、既に子供の貧困対策についての計画を定めていただいているところでございますが、今般努力義務とされた市町村における子供の貧困対策についての計画について、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)に基づく行動計画や子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に基づく子ども・子育て支援事業計画等、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定して差し支えないものいたします。また、計画策定に当たって、地域子供の未来応援交付金(別添4)も御活用いただけます。この旨、域内の市区町村(指定都市を除く)に周知いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

<本件連絡先>

(内閣府) 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
参事官(子どもの貧困対策担当)付 井関・安藤
Tel:03-5253-2111(38222, 38218) Fax:03-3581-1609

(文部科学省) 文部科学省総合教育政策局男女共同参画
共生社会学習・安全課 片山・横畠
Tel:03-5253-4111(3406, 3608) Fax:03-6734-3719

(厚生労働省) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 佐々木・川畑
Tel:03-5253-1111(4882, 4868) Fax:03-3595-2663

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 概要

本法案の提出の背景

- ・ 2013年に子ども貧困対策推進法が制定された際、法施行後5年を経過した場合の見直し条項が規定
- ・ 関係団体からも、子ども貧困対策推進法の見直しを求めめる声



より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を！
子どもの住む地域にかかわらず全国的に！

本法案の主な内容

1 目的・基本理念の充実

- (1) 目的規定に、主に以下の事項を明記する。
 - ① 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
 - ② 貧困解消に向けて、児童権利条約の精神に則り推進すること
- (2) 基本理念に、以下の事項を明記する。
 - ① 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
 - ② 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
 - ③ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

2 大綱の記載事項の拡充等

- (1) 大綱記載事項として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子ども等の大学等進学率」とともに、検証評価等の施策の推進体制を明記する。

(2) 子どもの貧困対策会議が大綱案の作成及び変更の際に、関係者の意見反映のための措置を講ずる旨を規定する。

3 市町村による貧困対策計画の策定

市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す。（都道府県については、既に措置済み）

4 具体的施策の趣旨の明確化等

教育支援	教育の機会均等が図られるべき趣旨を明確化
生活支援	子どもへの直接的な支援以外の支援も含む旨を強調
就労支援	就労後の職業生活も支援対象となる旨を明確化
調査研究	指標に関する研究を行う旨を明確化

5 検討規定

本法施行後5年を目途に見直し検討条項を規定する。

※ 本法公布後3月以内に政令で定める日から施行

○子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条 <u>子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。</u></p> <p>2 <u>子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就業の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、<u>貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。</u></p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条 <u>〔新設〕</u></p> <p>① <u>子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現すること</u></p>

生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3| 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4| [略]

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

を旨として講ずることにより、推進されなければならない。

[新設]

2| [同上]

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 5 〔略〕

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

〔都道府県計画等〕

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

〔新設〕

3 5 〔略〕

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

〔都道府県子どもの貧困対策計画〕

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

〔新設〕

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

(設置及び所掌事務等)

第十五条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

(設置及び所掌事務等)

第十五条 〔略〕

2～5 〔略〕

〔新設〕

令和元年五月三十一日

衆議院内閣委員会 委員会決議

子どもの貧困対策の推進に関する件

政府は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 本法による市町村計画の策定に係る規定は、市町村の個別の状況が十分勘案されるものであり、市町村計画の策定に関しては、市町村の意思が十分に尊重されなければならないこと。

二 市町村計画を策定する市町村に過重な負担が生じることのないよう、当該市町村に対し、必要な学術的又は財政的支援その他の援助を行うよう努めること。

三 貧困状態にある子どもがどこの地域に住んでいようと適切な取組の下での支援を受けられるよう、市町村計画が定められているか否かにかかわらず各市町村と十分な連携を行い、子どもの貧困対策に関する施策の充実を図ること。

四 子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること。

右決議する。

令和元年六月十一日
参議院内閣委員会 附帯決議

令和元年六月十一日
参議院内閣委員会

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 本法が、子どもの「将来」のみならず「現在」の貧困状態の改善を目的に加え、生活の支援については子どもへの直接的な支援以外の支援も含むことを強調したこと、保護者への就労支援は就労後の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための支援を含むことを明確にしたことを十分に踏まえ、大綱の変更等を適切に行うこと。

二 大綱案の作成及び変更の際には、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされた趣旨を踏まえ、都道府県計画、市町村計画の策定に当たってもこれらの者の意見ができるだけ反映されるよう努めること。

三 貧困状態にある子どもがどこの地域に住んでいようと適切な取組の下での支援を受けられるよう、市町村計画が定められているか否かにかかわらず各市町村と十分な連携を行い、子どもの貧困対策に関する施策の充実を図ること。

四 本法による市町村計画の策定に係る規定は、市町村の個別の状況が十分勘案されるものであり、市町村計画の策定に関しては、市町村の意思が十分に尊重されなければならないこと。

五 市町村計画を策定する市町村に過重な負担が生じることのないよう、当該市町村に対し、必要な学術的又は財政的支援その他の援助を行うよう努めること。

六 子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること。

右決議する。

地域子供の未来応援交付金の概要

（令和元年度予算 1.5億円、平成30年度補正予算 2.5億円）

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立（地域ネットワーク形成）する地方公共団体の取組の立ち上げ期を支援する。



内閣府

地方公共団体

○実態調査・資源量の把握

- （補助率：1/2
補助基準額：300万円）
- ・貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
 - ・支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握

○支援体制の整備計画策定

- （補助率：1/2
補助基準額：300万円）
- ※上記2事業を別々に実施する際でも補助基準額は、合計で300万円までとする。

・子供たちと「支援」を結びつける事業の必要性、有効性などを把握する観点から行う。

○子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備

- （補助率：1/2
補助基準額：最高1,500万円※1）
- ・子供たちと「支援」を結びつける事業の立ち上げ実施をする過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な取組体制を確立

（事業例）

- ・コーディネート事業（アウトリーチ支援等）
- ・学習支援等の居場所づくり（サポート）事業
- ・貧困の状況にある子供支援マッチング事業

※1 都道府県が全域圏で事業実施する場合

・コーディネーター事業等の担い手の育成
・行政関係職員の貧困対策の理解促進

○地域ネットワーク形成研修

- （補助率：1/2
補助基準額：最高300万円）
- ・都道府県及び市町村の子供の貧困対策担当行政機関、子供の貧困対策に関する支援活動従事者等に対する地域ネットワーク形成のための研修の実施



各地域において必要なネットワークの構築を推進するとともに、具体的な事業と一体的に実施することにより連携体制を深化させ、地域における他の貧困対策事業への波及（実効性の向上）を推進